

# 第 I 章 総

# 則

## 1. 適用範囲

この技術基準は、労働安全衛生法施行令第13条第3項第10号から第12号までに掲げる機械等（以下「仮設機材」という。）で建設現場等（以下「現場」という。）で使用されたことのあるもの（以下「経年仮設機材」という。）の管理について適用する。

### 解説

本書では、仮設機材のうち下記(1)に示す、パイプサポートなど21種類の「経年仮設機材の管理指針」(平成8年4月4日基発第223号)に加え、(2)に示すその他の機材の経年仮設機材の管理基準について定めたものである。

また、本基準の対象となる仮設機材のうち(1)に示すパイプサポートなど21種類については、労働安全衛生法施行令第13条により厚生労働大臣が定める規格（昭和57年1月1日施行）が適用されるものであり、(2)のネットフレームなど31種類については、業界において自主的に定めた仮設機材認定基準の適用を受けるものである。

- (1) パイプサポート、補助サポート、ウイングサポート、建わく（脚柱ジョイントを含む。）、交さ筋かい、布わく、床付き布わく、持送りわく、布板一側足場用の布板及びその支持金具、移動式足場用の建わく及び脚輪、壁つなぎ用金具、わく組足場用の建わくのアームロック、単管足場用の単管ジョイント、緊結金具、固定型ベース金具、ジャッキ型ベース金具、つりチェーン及びつりわく
- (2) ネットフレーム、安全ネット、ガードポスト、鋼製脚立、金属製足場板、切梁サポート、アルミニウム合金製脚立、メッシュシート、ピボット型ベース金具、鉄骨用クランプ、つりチェーン用クランプ、階段枠（わく組足場用階段を含む。）、階段開口部手すりわく、移動式室内足場、防音パネル、防音パネル等の取付け用クランプ、強化プラスチック製足場板、小規模建設工事用足場の部材及び附属金具、わく組足場用手すりわく（階段開口部用のを除く。）、はりわく等、高所作業台、挟締金具、アルミニウム合金製可搬式作業台、低層住宅用メッシュシート、親綱支柱、支柱用親綱、緊張器、くさび緊結式足場の部材及び附属金具、幅木、枠組足場用手すり枠、建築工事用垂直ネット

## 2. 管理

本技術基準における管理とは、経年仮設機材の選別、整備、修理（部品交換を含む。）、性能試験、廃棄及び表示をいう。

なお、選別の判定基準、整備及び修理の内容、性能試験の種類、方法、判定基準は、仮設機材の種類ごとに後述の「第II章. 各仮設機材ごとの基準等」において示すものとする。

### 解説

本項にいう、「管理」の範囲は、再使用できるものと、廃棄しなければならないものとのふりわけ、再使用できるものに対する整備、修理を、さらに、再使用の可否を決定する場合、強度に影響を与えるような修理、溶接等及び経年管理を行なう場合の性能試験並びに表示等にわたることについて明らかにしたものである。

なお、整備又は修理を終えたものについては、再使用可の表示を行うことにより、廃棄品等との混用等によるトラブルを避けようとするものである。

### 3. 選別

- (1) 選別は、経年仮設機材について、各機材ごとに第Ⅱ章において定められた部位及び項目（以下「各項目等」という。）ごとに、変形、損傷、さび等の程度により、次の3区分に分類するために行うものとする。
- イ a…変形、損傷、さび等がないか又はわずかなもの。
  - ロ b…変形、損傷、さび等がある程度あるもの。
  - ハ c…変形、損傷、さび等が著しいもの。
- (2) 選別による評価は、上記(1)の各項目等ごとの区分を踏まえ、各経年仮設機材を次の3階級に区分するものとする。
- イ A級…各項目等ごとの区分がすべてaであるもの。
  - ロ B級…各項目等ごとの区分のうち、いずれかがbに該当し、かつ、cに該当するものが全くないもの。
  - ハ C級…各項目等ごとの区分のうち、cに該当するものが一つ以上あるもの。
- (3) 選別による評価後の取扱いは、次によるものとする。
- イ A級…整備を行うこと。
  - ロ B級…各項目ごとの区分によりbと判定された項目について修理を行うとともに、全体について整備を行うこと。
  - ハ C級…廃棄処分とすること。
- (4) 選別は、原則として次のときに実施することとする。
- イ 現場から保管場所へ返却されたとき。
  - ロ 現場から他の現場へ移送しようとするとき。
  - ハ 保管場所で長期間経過したものを出荷しようとするとき。
- (5) 選別方法
- イ 下記ロの場合を除き、目視により判断し選別を行うものとする。
  - ロ 次の場合には原則として性能試験を実施して選別を行うものとする。  
ただし、(ハ)の場合において、上記(2)の選別による評価を行い、その結果A級に区分されたときはこの限りでない。
- (イ) 外観からではb又はcの区分が困難な場合
  - (ロ) 選別による評価後の取扱いについて、強度に影響を及ぼす構造部分の修理又は部品交換を行った場合
  - (ハ) 機材の種類ごとの使用された期間が別表の年数に達した場合及び当該年数に達した後1年経過すること

#### 解説

1. 本項は、第Ⅱ章以下各章に共通する事項のうち、選別する際のaからcまでの3区分及び、A級からC級までの3階級の評価についての定義、評価後の取扱い、選別を行う時期及び選別方法について明らかにしたものである。
2. (1)は、外観から行うa～cの選別の区分について、その原則を示したものである。
  - (1) aに示す変形（曲がり、へこみ、そり等）、損傷（亀裂、磨耗等）、さび等「ないか」又は「わ

ずかなもの」とは、修理を行わなくても強度上の影響があまり大きくない程度のものをいう。

(2) bに示す変形、損傷又はさび等が「ある程度あるもの」とは、修理（部品交換を含む。）を行うことにより再使用できるものをいい、修理するための費用等を考慮してc扱い（廃棄等）とすることは、差し支えない。

(3) aからcに示すさび等の「等」には、安全ネット、メッシュシートの場合の縮み、伸び、表面の磨耗を含むものとする。

3. (3)は、選別後の取り扱いについて、その原則を示したものである。

前号(2)のC級に該当する場合であっても、当該部分の取り替え又は部品交換が可能である場合には、B級とすることができる。

4. (4)の口の規定の「現場から他の現場へ移送しようとするとき」とは、先に使用している現場から次に使用する現場に、機材センター等を経由せずに機材を直接移動することをいう。

また、「他の現場」とは、現場の管理者を異にする別の現場のことをいう。たとえば同一地域内にいくつか異なる現場がある場合であってもこれらをまとめて同一の管理者が管理を行っているような場合には、これらの現場はお互いに他の現場とはみなさない。

ハの規定の趣旨は、前記(3)のイ又は口の規定に対する例外として、イ又は口に基づく整備等が行われたものであっても、そのまま何ヵ月か屋外等で保管されている場合には、腐食、損傷等が新たに発生することがあるので、再度選別等を行うべきであることを規定したものである。

保管の期間については、一律に何ヵ月以上という表現で示すことは出来ないので、ケースバイケースで考えるべきである。したがって長期間であるかどうかの判断は、保管の場所、方法等によってそれぞれ異なる。

5. (5)は、選別方法を示したもので、選別は原則として目視により判断することとしている。なお、外観の程度からb又はcに該当するかどうかの判断に迷ったときは、使用期間が長期であるかどうかを参考として判断し、期間が長期のものについてはC級とすることが管理上好ましいことである。

(5)の口、に示す(イ)～(ハ)は、原則として性能試験を行い選別する場合のことである。なお、性能試験を行うための費用等を考慮してC級（廃棄等）扱いとすることは、差し支えない。

## 4. 整備

(1) 整備は、経年仮設機材をいつでも使用できる状態に保持するために行うものとする。

(2) 整備の内容は、コンクリート等の付着物の除去、注油等とする。

(3) 整備は、選別後の評価の結果、使用できると判断されたものに対し、例外なく、かつ、速やかに行うものとする。

### 解説

1. (1)の趣旨は、機材が保管場に返却された都度整備することとし、保管されてある機材は、必要に応じいつでも使用できる状態にしておこうとするものである。

2. (2)は、整備の内容について、その必要最小限度の事項を掲げたものである。また、「注油」とは、ねじ管、ボルト・ナットのねじ部等における油切れ、腐食、摩耗等に対して行う注油をいうものである。

3. (3)は、現場使用期間の長短、コンクリート等の付着状況の多少にかかわらず、再使用可と判定されたものすべてに対し、すみやかに整備を行うべきであるという趣旨である。